

(平成 24 年度第 9 回環境影響評価審査会資料)

1	宮古島市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書について	
(1)	事業概要	1
(2)	環境影響評価の手続きの状況	3
2	倉浜衛生施設組合ごみ処理施設整備事業に係る事後調査報告書について	
(1)	事業概要	5
(2)	環境影響評価の手続きの状況	7
3	那覇港（浦添ふ頭地区）公有水面埋立事業に係る事後調査報告書について	
(1)	事業概要	9
(2)	環境影響評価の手続きの状況	11
4	新石垣空港整備事業に係る事後調査報告書について	
(1)	事業概要	13
(2)	環境影響評価の手続きの状況	16

## 宮古島市ごみ処理施設整備事業の概要

- 1 事業名 宮古島市ごみ処理施設整備事業
- 2 都市計画決定権者 宮古島市長 下地敏彦  
※ 都市計画で決定される都市施設であるため、  
環境影響評価の手続きは都市計画決定権者が行う。  
【根拠】 沖縄県環境影響評価条例第42条第2項
- 3 事業者 宮古島市環境施設整備室 管理者 下地敏彦
- 4 実施場所 宮古島市字平良西仲宗根地内
- 5 事業目的 宮古島市で排出される一般可燃ごみは、現在、昭和52年度に建設された平良工場  
で焼却処理を行っているが、近年、ごみ排出量が増加傾向にある中、当該施設は老朽化  
による処理能力の低下が著しく、維持管理も含め、大変厳しい状況の中で稼働を行っ  
ている状況である。このような状況の下、当該施設に替わる新たなごみ処理施設の整  
備が急務となっている。

### 6 施設規模等

#### (1) ごみ処理施設

- 事業種： 廃棄物処理施設の設置の事業  
処理方式： 准連続燃焼方式（1日あたり16時間運転）ストーカ式焼却炉  
処理対象物： 宮古島市域内から排出される一般可燃ごみ  
施設規模： 63 t / 日（31.5 t / 16h × 2 炉）  
※ 条例対象規模： 50 t / 日以上

#### (2) リサイクルプラザ（粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみについて、破碎処理及び機械選別、 手選別等により有価物を回収する施設。）

- 処理方式： 破碎＋選別＋圧縮方式  
処理能力： 11 t / 日（1日あたり5時間運転）  
処理対象物： 粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（缶類・ビン類・ペットボトル等）  
主要設備： 粗大ごみ破碎機、磁選機、アルミ選別機、金属圧縮機、ペットボトル梱包機  
ビン類選別機等  
付帯設備： 展示室・修理室・視聴覚室等

### 7 対象事業実施区域の選定経緯

事業予定地の検討については、宮古島における新ごみ処理施設建設計画を開始した平成13年度の「宮古本島ごみ処理施設建設用地選定委員会」で、現ごみ焼却施設平良工場（以下「現工場地」という。）も候補地の一つとして審議された。その経緯から、市町村合併後も現工場地について再度検討を行い、施設外への排水もなく地下水に影響を与えない方式を採用することで、現工場地及び北側の隣接地を事業予定地として選定した。

しかし、北側の隣接地については、当初から過去の土地利用に起因する土壤汚染が懸念されており、事前に土壤調査を実施したところ、北側隣接地の一部で土壤の汚染が確認された。このことを踏まえ、計画施設の配置の検討や汚染土壤の除去等の検討を行った結果、現工場地の全域及び南側隣接地を新たな事業予定地とした。

## 8 処理方式の検討経緯

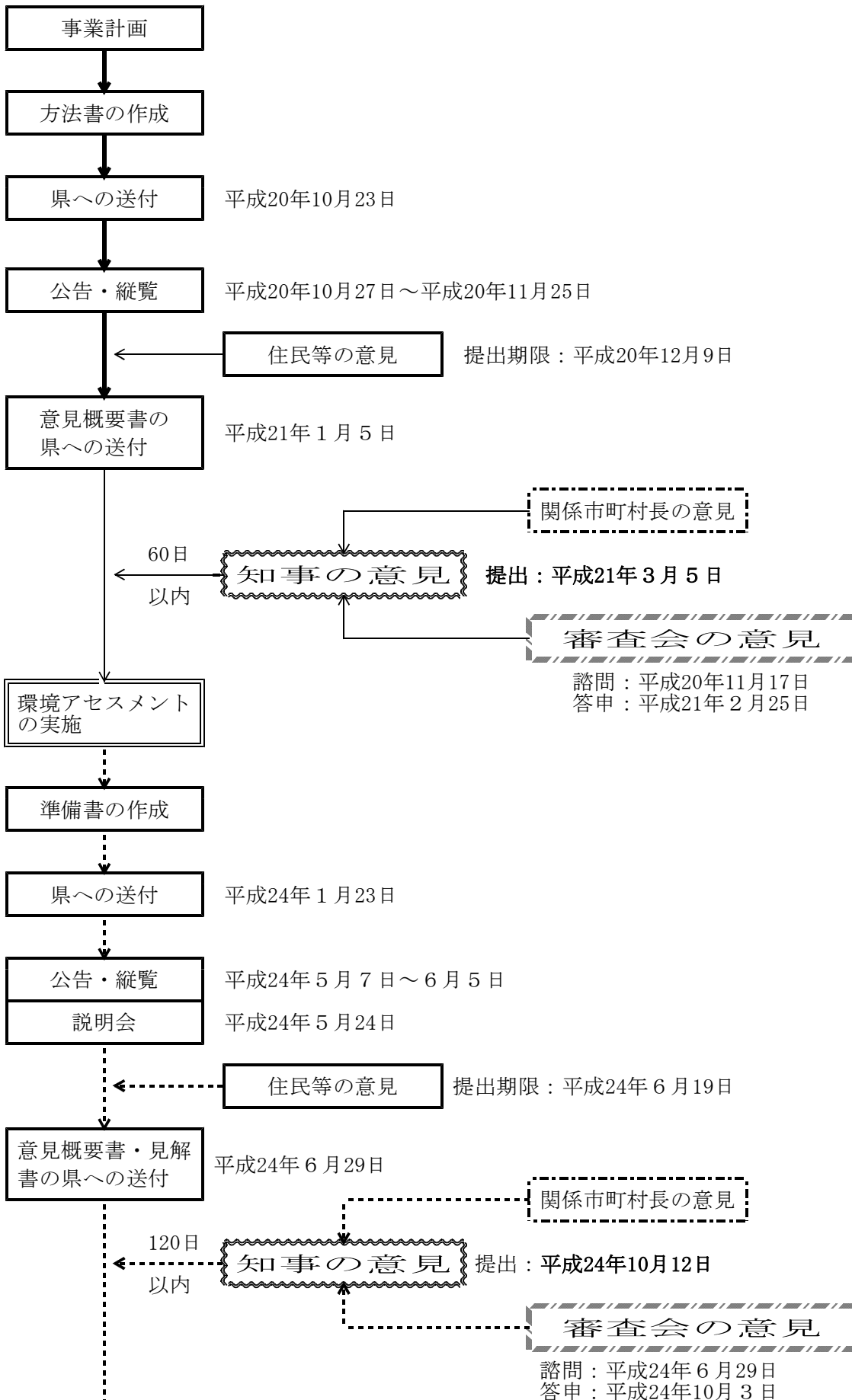
焼却炉型については、長期にわたる使用に安定的に耐えるものなければならないこと、宮古島市が離島地域であることを踏まえ、「従来型（ストーカ方式・流動床方式）」、「従来型+灰溶融方式」、「次世代型（直接溶融方式・ガス化溶融様式）」の3案について比較検討を行った結果、過去の実績、運転に対する信頼性、経済性、運転操作性の観点から、現工場と同じ「ストーカ式焼却炉」を採用した。

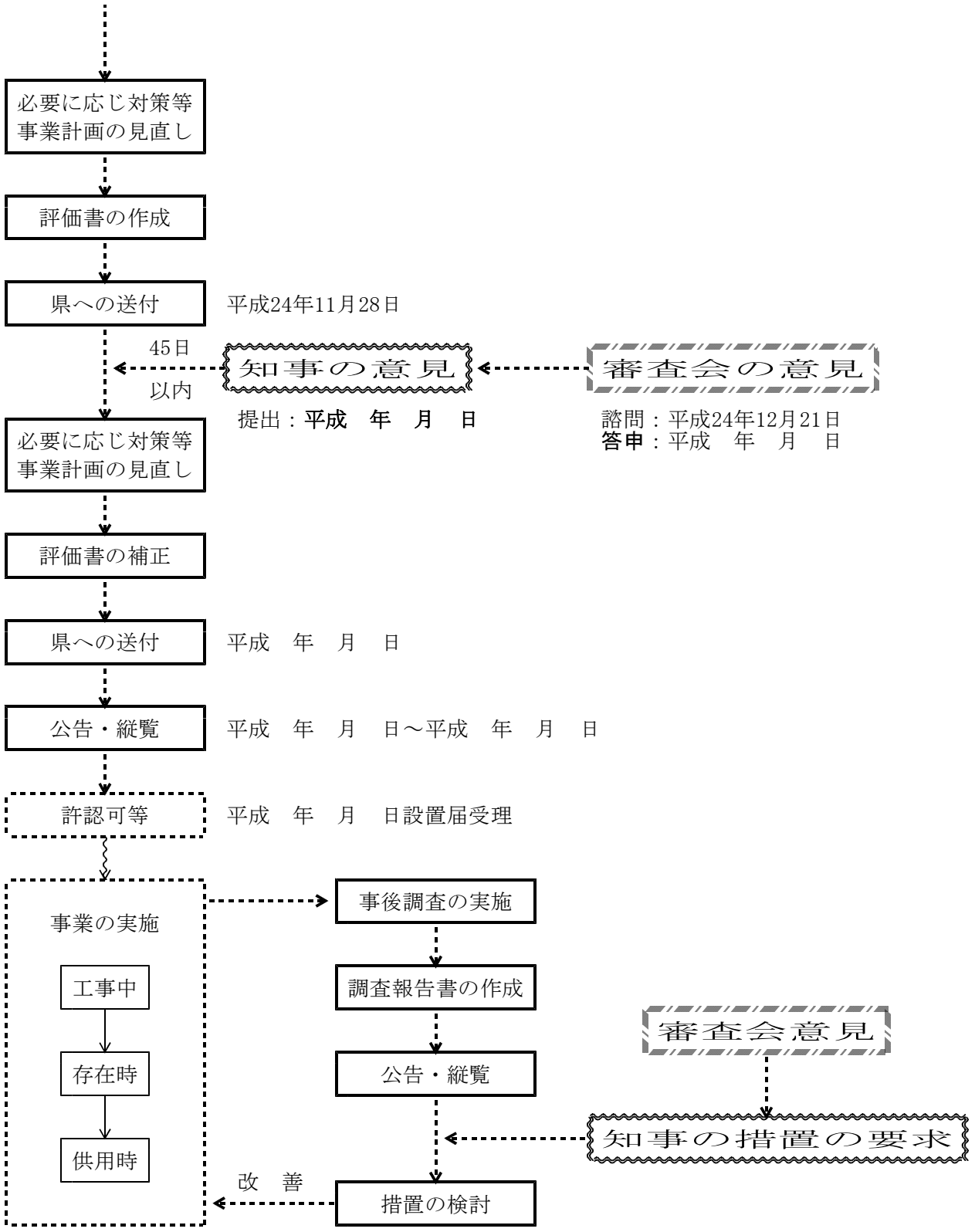
焼却方式については、災害発生時等の緊急時において、焼却時間の延長により焼却処理量を一定の範囲まで増加することが可能な准連続燃焼式(16時間/日)とした。

## 9 環境影響評価の手続等の経緯

平成20年10月23日	環境影響評価方法書の県への送付
10月27日	方法書の公告・縦覧（～11月25日まで）
11月17日	審査会への諮問
12月9日	住民等の意見書の提出期限 ※住民等：環境保全の見地から意見を有する者（地域限定なし）
平成21年1月5日	住民等意見の概要書の県への送付（意見書数：0件）
1月27日	審査会委員現地視察及び専門会議
2月3日	審査会委員現地視察及び専門会議
2月9日	審査会
2月25日	審査会からの答申
3月5日	方法書に対する知事意見提出
平成24年1月23日	環境影響評価準備書の県への送付
5月7日	準備書の公告・縦覧（～6月5日まで）
5月24日	説明会の開催
6月19日	住民等の意見書の提出期限
6月29日	住民等意見概要書の県への送付（意見書数：7通（16件））
6月29日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
〃	審査会（事業者説明及び質疑応答）
9月11日	審査会委員現地視察及び専門会議
9月14日	審査会（答申案の審議）
10月3日	沖縄県環境影響評価審査会からの答申
10月12日	準備書に対する知事意見提出（意見提出期限：平成24年10月27日）
平成24年11月28日	環境影響書の県への送付
12月21日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
12月21日	第9回沖縄県環境影響評価審査会
月 日	沖縄県環境影響評価審査会からの答申
月 日	評価書に対する知事意見提出（意見提出期限：平成25年1月15日）

宮古島市ごみ処理施設整備事業の環境アセスメントに関する流れ





## 倉浜衛生施設組合ごみ処理施設整備事業の概要

- 1 事業名 倉浜衛生施設組合ごみ処理施設整備事業
- 2 都市計画決定権者 沖縄市長 東門 美津子  
※環境影響評価の手続は都市計画決定権者が行う。  
【根拠】沖縄県環境影響評価条例第42条第2項  
(参考) 事業者：倉浜衛生施設組合
- 3 事業者 倉浜衛生施設組合 管理者 東門美津子
- 4 施行場所 沖縄市字倉敷 1 5 2 番地
- 5 事業目的 本事業は、沖縄市、宜野湾市、北谷町の行政区域内から発生するごみ（一般廃棄物）に対応し、安定した可燃性ごみ処理体制を維持し、熱エネルギーの有効利用ならびにダイオキシン類の発生抑制を図るとともにリサイクルの推進によるごみの減量化、資源化を行い循環型社会形成に資することを目的としている。
- 6 施設規模等  
事業種及び処理能力等  
事業種： 廃棄物処理施設の設置の事業  
処理方式： 全連続燃焼式焼却炉（流動床式ガス化溶融方式）  
焼却施設規模： 309t/24h（103t/24h×3炉）  
リサイクル施設： 82t/5h（破碎選別系：28t/5h、資源ごみ選別系：54t/5h）
- 7 対象事業実施区域の選定経緯  
平成9年度に組合構成市町の助役及び部課長並びに組合事務局長で構成する「ごみ処理施設建設推進委員会」を設置。  
平成10年よりごみ処理施設用地選定調査を実施し、構成市町である2市1町内から26箇所（沖縄市20、宜野湾市4、北谷町2）を抽出。資料調査、現地踏査及び聞き取り調査により候補地を5箇所に絞り込み、平成11年9月に5候補地に対し、「周辺環境へ与える影響」・「建設の難易度」・「経済性」について比較評価した内容が「ごみ処理施設用地選定調査業務報告」により報告された。  
その調査報告を踏まえ、「ごみ処理施設建設推進委員会」において審議を重ね、平成13年2月、現敷地のエリアが妥当であると管理者に答申された。答申後、土地所有者や自治会等の関係団体へ答申内容の説明会を行い、平成14年12月、管理者において正式に位置決定がなされた。
- 8 処理方式の検討経緯  
平成15年9月、焼却処理施設の処理方式を選定するため「倉浜衛生施設組合ごみ処理方式及び機種選定委員会」を立ち上げ、各処理方式の視察、技術提案書の聴取、技術評価及びメーカーヒヤリング等を通して様々な角度から検討。その結果、「流動床式ガス化溶融方式」が最も適しているとして同委員会より平成16年3月に管理者に答申された。その答申を受けて、平成17年9月に管理者により正式決定。
- 9 環境影響評価の手続等の経緯  
平成15年 3月27日 環境影響評価方法書の県への送付  
6月13日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問  
7月16日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申  
7月18日 方法書に対する知事意見提出

(準備書)

平成17年12月13日 環境影響評価準備書の県への送付  
平成18年 3月24日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問  
8月25日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申  
9月 4日 準備書に対する知事意見提出

(評価書)

10月12日 環境影響評価書の県への送付  
11月10日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問  
11月20日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申  
11月24日 評価書に対する知事意見提出

平成19年 1月17日 補正評価書の県への送付  
1月18日 公告・縦覧(～2月16日まで)  
4月23日 工事着手届出書の提出(平成19年5月15日工事着手)

(事後調査報告書)

平成20年10月 8日 平成19年度事後調査報告書(工事中)の県への送付  
10月10日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問  
12月 5日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申  
12月18日 平成19年度事後調査報告書に対する知事の環境保全措置の要求

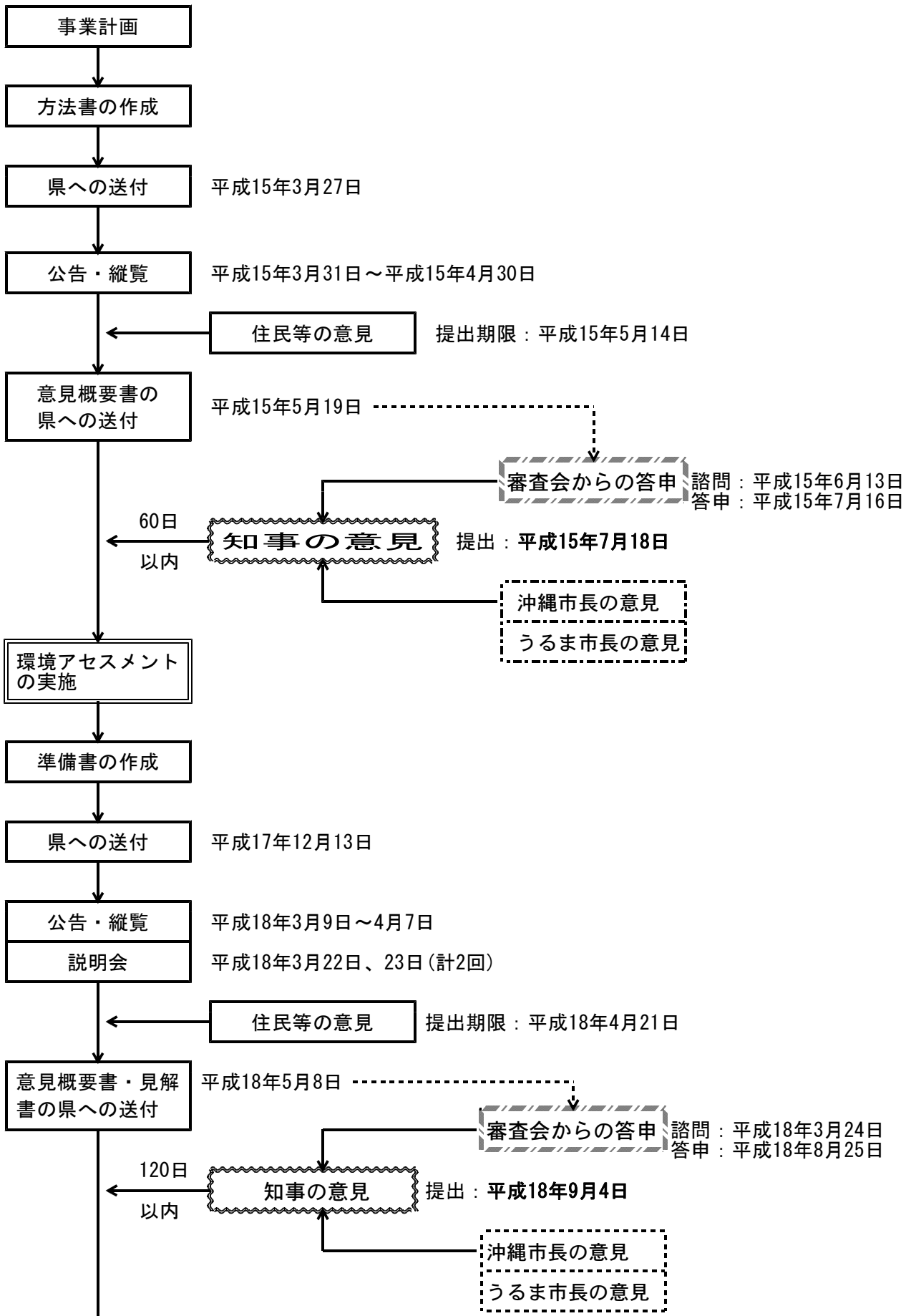
平成21年 9月17日 平成20年度事後調査報告書(工事中)の県への送付  
11月10日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問  
11月26日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申  
11月30日 平成20年度事後調査報告書に対する知事の環境保全措置の要求

平成22年11月 5日 平成21年度事後調査報告書(工事中)の県への送付  
11月10日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問  
11月15日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申  
12月22日 平成21年度事後調査報告書に対する知事の環境保全措置の要求

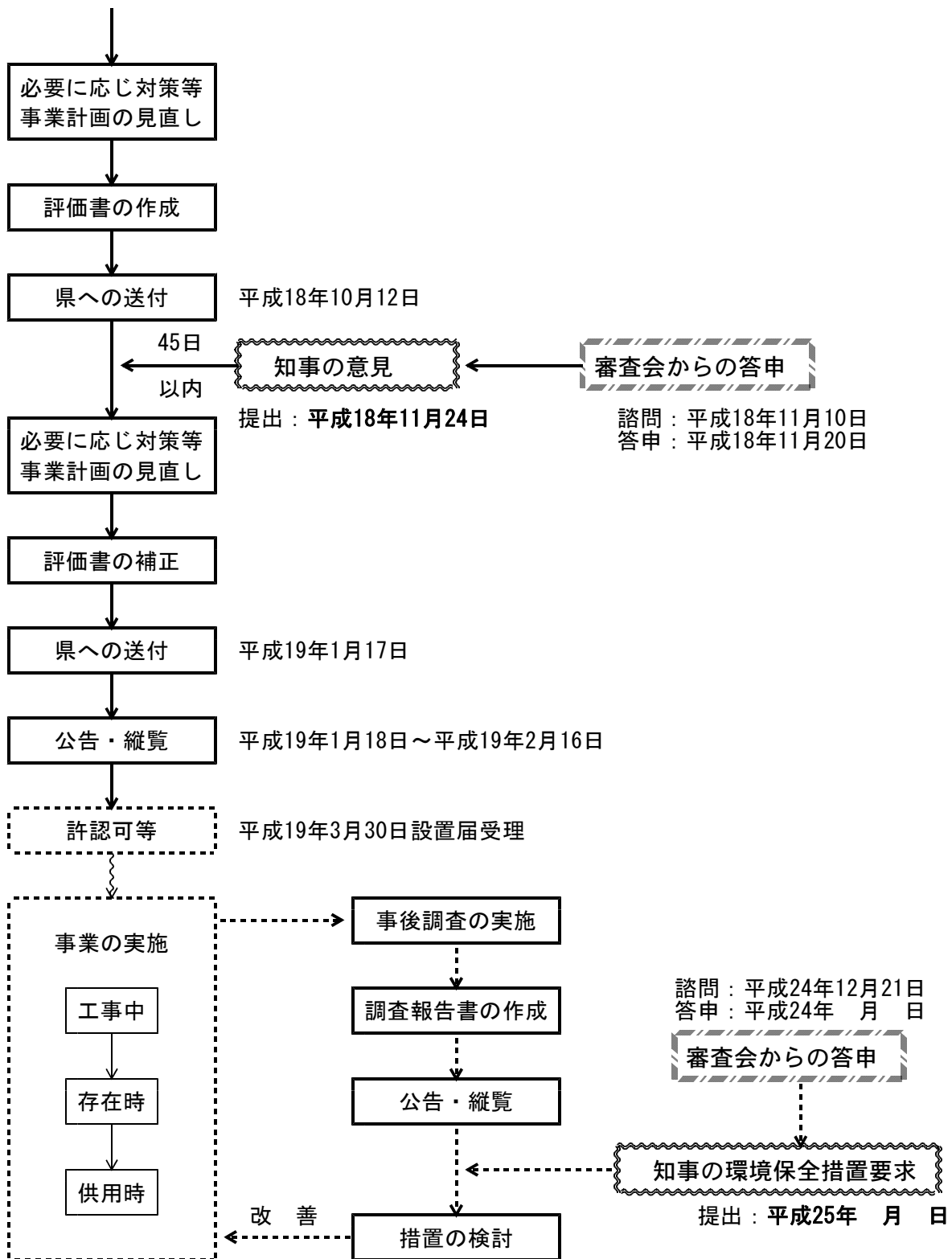
平成23年12月12日 平成22年度事後調査報告書(供用時)の県への送付  
12月16日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問  
平成24年 3月16日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申  
3月21日 平成22年度事後調査報告書に対する知事の環境保全措置の要求

平成24年11月29日 平成23年度事後調査報告書(供用時)の県への送付  
12月17日 公告・縦覧(～平成25年1月22日まで)  
12月21日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問  
12月21日 第9回沖縄県環境影響評価審査会  
月 日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申  
月 日 平成23年度事後調査報告書に対する知事の環境保全措置の要求

# 倉浜衛生施設組合ごみ処理施設整備事業の環境アセスメントに関する流れ







## 那覇港（浦添ふ頭地区）公有水面埋立事業の概要

- 1 事業名 那覇港（浦添ふ頭地区）公有水面埋立事業
- 2 事業者 浦添市土地開発公社 理事長 吉村 清  
那覇港管理組合 管理者 仲井真 弘多
- 3 事業場所 浦添市字仲西ソミザ626の3番地地先から  
同市字城間和奈12番地地先に至る公有水面

### 4 事業目的

本事業は、那覇港港湾計画（平成15年3月改訂）に基づく浦添ふ頭地区の整備として緊急性の高い用地造成を行うものであり、港湾関連交通の円滑な流通基盤の整備並びに沖縄島の物流・観光産業を支援するための臨港道路（浦添線）の整備、当該道路用地背後における都市機能用地の整備、港湾機能を支援するための緑地及び護岸用地の整備を目的とする。

### 5 事業概要

- (1) 事業種類 公有水面の埋立
- (2) 事業規模 約 18.3 ha （方法書時：約 25.1ha、準備書時：約 22.2ha）
- ・浦添市土地開発公社：約 16.0 ha
  - ・那覇港管理組合：約 2.3 ha

### 6 環境影響評価手続の経緯

#### ○方法書手続

平成18年2月7日 環境影響評価方法書の県への送付  
5月26日 方法書に対する知事意見の提出

#### ○準備書手続

平成19年10月30日 環境影響評価準備書の県への送付  
平成20年5月20日 準備書に対する知事意見の提出

#### ○評価書手続

平成20年7月11日 環境影響評価書の県への送付  
8月22日 評価書に対する知事意見の提出

#### ○補正評価書手続

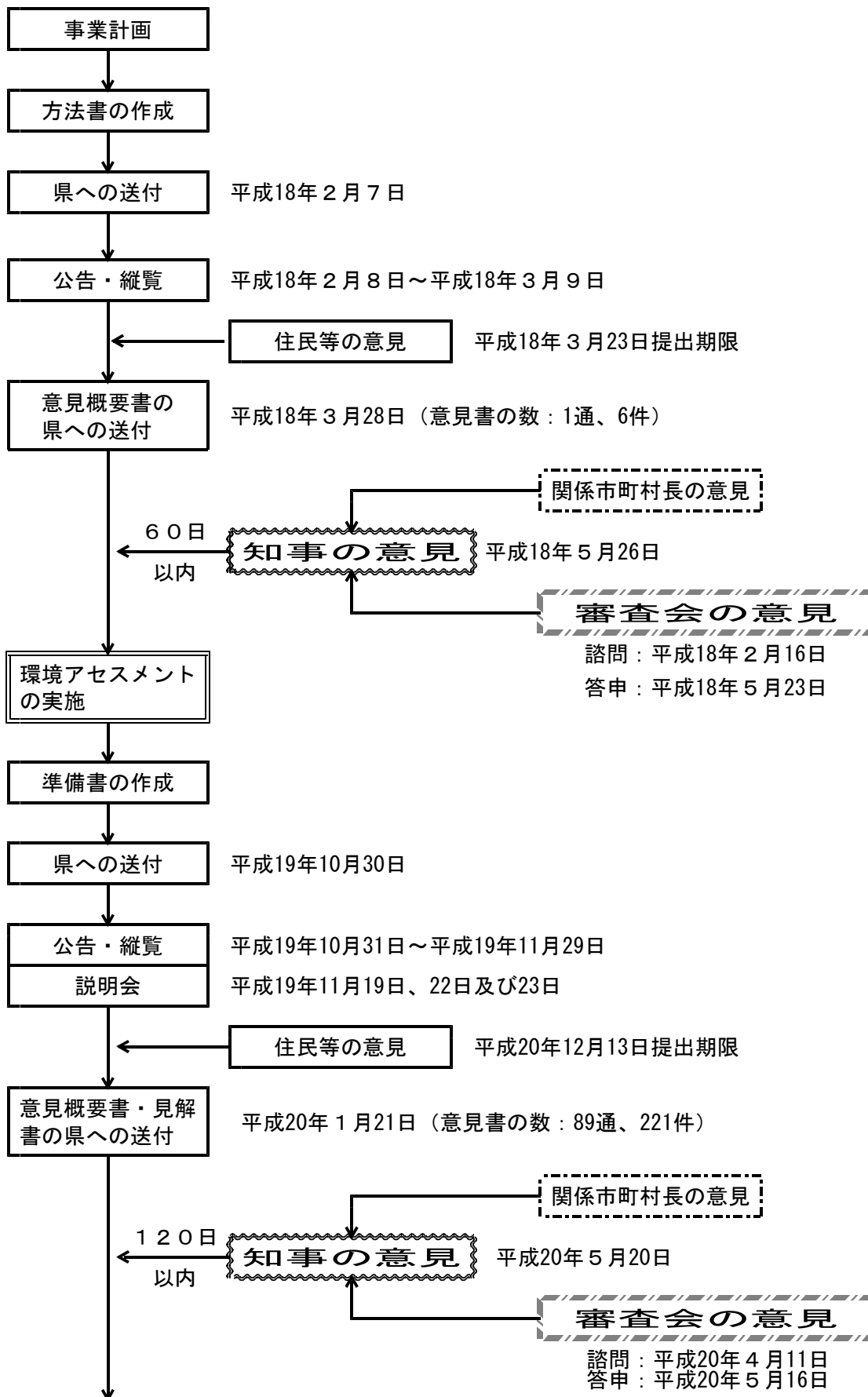
平成20年9月19日 補正評価書の県への送付  
9月20日 補正評価書の公告  
9月24日 補正評価書の縦覧（～10月23日）

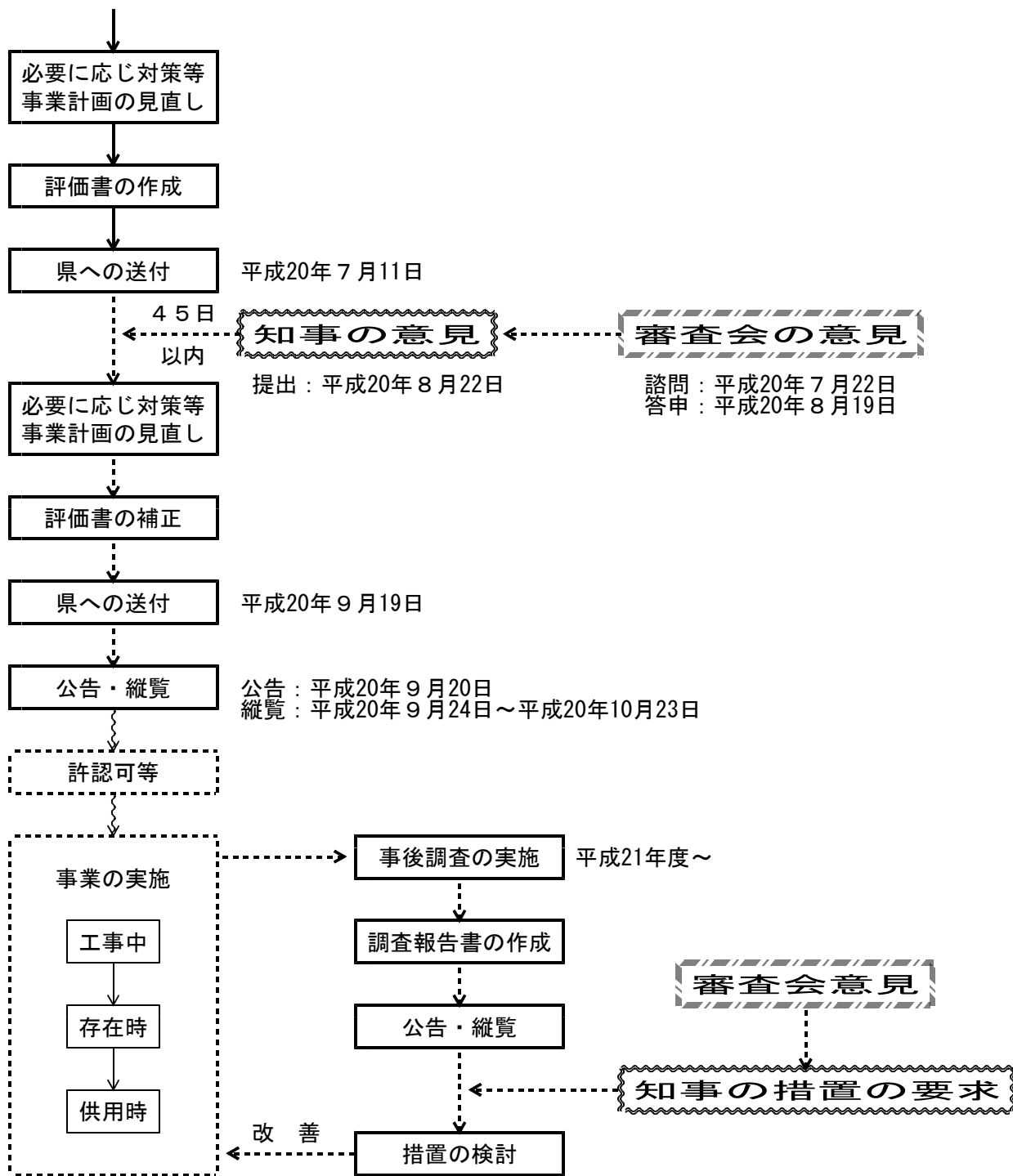
○平成21年4月24日 工事着手届出書の送付

#### ●事後調査報告書手続

平成22年 9月16日	平成21年度事後調査報告書の県への送付
9月24日	沖縄県環境影響評価審査会への諮問
11月22日	沖縄県環境影響評価審査会からの答申
11月26日	環境保全措置要求の提出
平成23年10月18日	平成22年度事後調査報告書の県への送付
11月29日	沖縄県環境影響評価審査会への諮問
12月26日	沖縄県環境影響評価審査会からの答申
12月28日	環境保全措置要求の提出
平成24年11月28日	平成23年度事後調査報告書の県への送付
12月21日	沖縄県環境影響評価審査会への諮問
月 日	沖縄県環境影響評価審査会からの答申
月 日	環境保全措置要求の提出

# 那覇港（浦添ふ頭地区）公有水面埋立事業の環境アセスメントに関する流れ





# 新石垣空港整備事業の概要

- 1 **事業名** 新石垣空港整備事業
- 2 **事業者名** 沖縄県 知事 仲井眞 弘多
- 3 **事業場所** 石垣市字白保（カラ岳南側）
- 4 **事業目的**

- (1) 航空需要への対応
- (2) 現空港周辺の航空機騒音の解消
- (3) 暫定的小型ジェット機就航による重量制限等の解消

## 5 事業概要

- (1) 種類 地方管理空港（空港法第5条。旧第三種空港に該当）
  - (2) 規模 滑走路長：2,000 m（管理面積：約 142 ha）
  - (3) 使用予定機材 中型ジェット機 : B-767-300  
小型ジェット機 : B-737-400、B-737-500  
プロペラ機 : DHC-8  
STOL(短距離離着陸)機 : BN-2  
海上保安庁の使用機 : ファルコン900（小型ジェット機）  
ベル412（ヘリコプター）
  - (4) 工事工程 工期 約7年（平成25年3月開港予定）
  - (5) 進捗状況
    - ・事業費ベースで約89%（平成23年度末時点）
    - ・用地取得率100%（204/204ha）（平成22年12月15日時点）
    - ・空港開港にむけての飛行検査を平成24年10月上旬から12月にかけて実施している
- ※新石垣空港課HPより

## 6 経緯

- (1) 建設位置選定の経緯
  - ①平成11年6月22日 「新石垣空港建設位置選定委員会」を設置
  - ②平成11年9月～平成12年3月 4案の比較検討  
(全体会、学識部会等を合わせ計14回開催)
  - ③平成12年3月26日 選定委員会は建設位置を「カラ岳陸上案」とする提言書を決定
  - ④平成12年4月26日 知事は提言のあった「カラ岳陸上案」を建設位置として決定

- (2) 環境影響評価の手続きの経緯

方法書の手続

《平成14年》

12月17日 方法書の県への送付

12月24日 方法書の公告・縦覧（～平成15年1月29日）

《平成15年》

2月12日 住民等の意見書の提出期限

※住民等：環境保全の見地から意見を有する者（地域限定なし）

2月14日 審査会への諮問

2月28日 住民等の意見概要書の県への送付（意見書数：500通、意見数：377件）

5月21日 審査会からの答申

5月29日 方法書に対する知事意見 ※住民等の意見概要書の送付の日から90日以内  
準備書の手続

《平成16年》

3月26日 準備書の県への送付

3月30日 準備書の公告・縦覧（～4月30日）

4月21日 住民説明会（石垣市民会館中ホール）

5月14日 住民等の意見の提出期限

審査会への諮問

5月31日 住民等の意見概要書及び事業者見解の県への送付  
（意見書数：516通、意見数：1,436件）

8月5日 石垣市長意見の県への送付

9月6日 審査会からの答申

9月28日 準備書に対する知事意見

※住民等の意見概要書の送付の日から120日以内

評価書の手続

《平成17年》

2月28日 評価書の許認可権者への送付（免許等権者：国土交通大臣）

3月4日 評価書の許認可権者から環境大臣への送付

4月15日 環境大臣の意見（国土交通大臣の照会から45日以内）

5月27日 許認可権者の意見（評価書の送付から90日以内）

補正評価書の手続

9月8日 補正評価書の県への送付

9月9日 補正評価書の公告・縦覧（～10月11日）

その後の手続

12月19日 許認可権者（国土交通大臣）より設置許可

《平成18年》

10月3日 工事着手届出書の県への送付

10月12日 工事着手

《平成19年度》

12月20日 平成18年度事後調査報告書の県への送付

12月21日 事後調査報告書の公告・縦覧

（～12月28日 平成20年1月4日～1月28日）

《平成20年》

- 1月16日 審査会への諮問
- 3月5日 審査会からの答申
- 3月12日 知事の環境保全措置要求

- 11月21日 平成19年度事後調査報告書の県への送付
- 11月25日 事後調査報告書の公告・縦覧（～12月24日）
- 12月12日 審査会への諮問

《平成21年》

- 2月2日 審査会からの答申
- 2月6日 知事の環境保全措置要求

- 11月24日 平成20年度事後調査報告書の県への送付
- 11月27日 事後調査報告書の公告・縦覧（～12月28日）
- 12月21日 審査会への諮問

《平成22年》

- 2月5日 審査会からの答申
- 2月10日 知事の環境保全措置要求

- 10月15日 平成21年度事後調査報告書の県への送付
- 10月19日 事後調査報告書の公告・縦覧（～11月18日）
- 11月10日 審査会への諮問
- 12月15日 審査会からの答申
- 12月17日 知事の環境保全措置要求

《平成23年》

- 11月18日 平成22年度事後調査報告書の県への送付
- 11月22日 事後調査報告書の公告・縦覧（～12月21日）
- 11月29日 審査会への諮問
- 12月13日 審査会からの答申
- 12月21日 知事の環境保全措置要求

《平成24年》

- 12月3日 平成23年度事後調査報告書の県への送付
- 12月18日 事後調査報告書の公告・縦覧（～平成25年1月16日）
- 12月21日 審査会への諮問
- 1月 日 審査会からの答申
- 1月 日 知事の環境保全措置要求



## 新石垣空港整備事業の環境アセスメントに関する流れ

